

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

（令和5年3月3日 厚生労働省発表）

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します（4月は準備期間、7月は重点取組期間とする）。

● 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、[1] 暑さ指数（WBGT：気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2] 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3] 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、について重点的に呼びかけます。

● 「令和4年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和4年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていませんでした。

詳細は以下をご確認ください。

- [別添資料1 令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱\[PDF形式:538KB\]](#)
- [別添資料2 「令和4年職場における熱中症による死傷災害の発生状況\(令和5年1月13日時点速報値\)」\[PDF形式:446KB\]](#)
- [参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](#)

「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（案）」及び「昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）を廃止する件（案）」について（概要）

（令和5年2月6日 パブリックコメント）

第1 改正等の趣旨

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号。以下「改正省令」という。）において、有害性等の事項（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、有効な呼吸用保護具を使用

する旨及び使用すべき保護具を含む。以下同じ。) の掲示が義務付けられている物質の対象拡大、当該掲示内容の見直し等を行い、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則において、有害性等の事項の掲示の対象物質は、特定化学物質のうち、特化則第 38 条の 3 に規定する特別管理物質に限定されているが、有害性等の事項の掲示の対象物質を全ての特定化学物質とするとともに、特化則の掲示の規定について、所要の改正を行う。

- また、有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 1 項に定める掲示事項について、その掲示方法等は同条第 2 項において厚生労働大臣が別に定めることとしているところ、最新のデジタル技術等の活用も見据え、掲示方法等については通達等で具体化することとし、同項の規定を削除する。これに伴い同項の厚生労働大臣が別に定める事項を規定している有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件（昭和 47 年労働省告示第 123 号）を廃止する。

第 2 改正等の概要

- (1) 特化則第 38 条の 3 各号に規定する掲示を義務づける事項として、特別管理物質を製造し、又は取り扱う全ての作業場において、「使用すべき保護具」を掲示しなければならないこととする。
- (2) 特化則第 38 条の 3 各号に規定する有害性等の掲示の対象物質について、特別管理物質に限定されていたものを全ての特定化学物質に対象を拡大する。
- (3) 有機則第 24 条第 2 項を削除する。
- (4) 有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件を廃止する。
- (5) その他所要の改正を行う。

第 3 根拠条項

労働安全衛生法第 27 条第 1 項、有機則第 24 条第 2 項

第 4 施行期日等

公布（告示）日：2（1）、（4） 令和 5 年 3 月下旬（予定）

2（2）、（3） 令和 5 年 4 月下旬（予定）

施行（適用）期日：2（1）、（3） 公布の日

2（2） 令和 5 年 10 月 1 日

廃止日：2（4） 令和 5 年 3 月 31 日

詳細は以下をご確認ください。

[「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令\(案\)」、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令\(案\)」及び「昭和四十七年労働省告示第百二十三号\(有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件\)を廃止する件\(案\)」に関する意見募集について](#) | e-Gov
[パブリック・コメント](#)

足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

(令和 5 年 3 月 14 日 厚生労働省 基発 0314 第 2 号)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 22 号。）が本日公布され、令和 5 年 10 月 1 日（一部規定は令和 6 年 4 月 1 日）から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

第 1 改正の趣旨及び概要

建設業においては、今なお年間 100 人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡しており、その対策を講ず

=====
ることが強く求められていることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」において、墜落・転落災害防止対策に係る報告書が取りまとめられた。当該報告書を踏まえ、以下のとおり所要の改正を行ったものである。

- (1) 一側足場からの墜落・転落災害が発生していることから、一側足場の使用範囲を明確化するために必要な措置を規定したこと。
- (2) 足場からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、労働安全衛生規則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることから、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるために必要な措置を規定したこと。

第2 細部事項

1 一側足場の使用範囲の明確化（第 561 条の 2（新設）関係）

- (1) 事業者は、幅が 1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないことを規定したこと。なお、幅が 1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用することが望ましいこと。
- (2) 「幅が 1メートル以上の箇所」とは、足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を点としたはり間方向の水平距離が 1メートル以上ある箇所をいうこと。足場設置のため確保した幅が 1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者等、工事関係者の管理の範囲外である場合等にあつては、「幅が 1メートル以上の箇所」に含まれないこと。なお、事業者は、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1メートル以上の箇所」を確保すべきものであること。
- (3) 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは、以下の場合をいうこと。
 - ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2本設置することが困難なとき。
 - イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
 - ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2本設置することが困難なとき。
 - エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。
- (4) 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1本とする場合にあつては、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- (5) 足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け（第 567 条、第 568 条及び第 655 条関係）

- (1) 事業者は、足場（つり足場を含む。）の点検を行う際、点検者を指名しなければならないことを規定したこと。
- (2) 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話等で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行うこと。
- (3) 改正省令による改正後の安衛則第 567 条第 2 項及び第 655 条第 2 項第 2 号に規定する点検者については、足場の組立て等作業主任者であつて、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（令和 5 年 3 月 14 日基安発 0314 第 2 号。以下「推進要綱」という。）別添の 3（2）に示す一定の能力を有する者を指名することが望ましいこと。
- (4) 足場の点検に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望

ましいこと。

3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加 (第 567 条及び第 655 条関係)

- (1) 改正安衛則第 567 条第 3 項各号及び第 655 条第 2 項各号に掲げる点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、改正安衛則第 567 条第 2 項及び第 655 条第 1 項第 2 号の規定により指名した者のものとする。
- (2) 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、推進要綱別添に示す「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

4 施行期日 (改正省令附則関係)

改正省令は、令和 5 年 10 月 1 日 (1 については令和 6 年 4 月 1 日) から施行することとしたこと。

改正内容の詳細は以下よりご確認ください。

- [足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について\(令和5年3月14日基発0314第2号\)\(PDF,157KB\)](#)
- [足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について\(令和5年3月14日基安発0314第2号\)\(PDF,691KB\)](#)
- [労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(令和5年3月14日厚生労働省令第22号\)\(PDF,112KB\)](#)

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について

(令和 5 年 2 月 22 日 厚生労働省 基安化発 0222 第 3 号)

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会 (以下「調査会」という。) が設置された。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(以下「一括見直しプラン」とする。) を策定し、7 項目のアナログ規制 (目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制) 等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定された。一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間で集中改革期間と位置付けており、工程表中の各法令条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程が示されており、必要な見直しを進めていくこととされている (参考資料 1 及び 2)。

安全衛生行政における各種法令条項についても、工程表の策定に向けた一括見直しプランに基づく点検・見直し等を行う中で、調査会事務局等との間で様々な議論がなされたところであるが、常駐・専任規制のうち、労働安全衛生法第 14 条の規定に基づく作業主任者の職務の実施について、作業主任者が職務を行う場所の考え方が明確化されていない等の指摘があったところである。

これらを受け、工程表の当該条項に係る対応という観点からも、法第 14 条の規定に基づき作業主任者が職務を行う場所に係る基本的考え方及び留意事項を下記のとおり整理したので、了知されたい。

記

1 基本的考え方

法第 14 条の規定に基づき、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする一定の危険又は有害な作業について、その作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の事項を行わせなければならないこととされている。

作業主任者は、自ら作業を行うとともに、当該作業に従事する労働者の指揮、監視等の職務を行うため、作業主任者が職務を行う場所については、作業主任者の選任が必要となる作業に係る装置、機械の設置場所又は特定化

学物質等を実際に取り扱う場所（以下「現場」という。）であることが通例であるが、今後の技術革新等により信頼性の高い技術が開発され、作業そのものが遠隔化される場合は、当該作業に従事する労働者が現場にいる必要はなく、作業主任者も現場に配置する必要はなくなるものであること（参考資料3）。

2 留意事項

- (1) 作業主任者の職務を現場以外の場所で実施できる場合について【全ての作業主任者】作業主任者の職務の中で、作業計画の策定等、現場以外の場所で実施できるものについては、作業主任者がこのような職務についてまで現場で実施する必要はないものであること。なお、これらは現時点で現場の取扱いを変更するものではなく、従来の取扱いを明確にするものであること。
- (2) 作業主任者の職務を実施する必要がない直について【ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者、乾燥設備作業主任者】
昭和 48 年 3 月 19 日付け基発第 145 号「労働安全衛生法関係の疑義解釈について」の記の 3 において「作業主任者のうちでも、ボイラー取扱作業主任者、第一種圧力容器取扱作業主任者および乾燥設備作業主任者については、必ずしも各直ごとに選任させる必要はない。」とされているが、これは、法令上定められている作業主任者の職務を実施する必要がある直（例えば運転開始時や作業内容の変更時を含む勤務時間帯など）について作業主任者の選任を求めるものであって、法令上定められている作業主任者の職務を必ずしも実施する必要がない直についてまで作業主任者を選任する必要はないことをいうものであること。したがって、作業主任者の選任を必要としない直においては、作業主任者を現場に配置する必要はないものであること。
- (3) 労働者が現場以外の場所で作業を行う場合について【現時点ではボイラー取扱作業主任者のみ】
信頼性の高い認定適合自動制御装置を備える等一定の要件を満たすボイラーについては、その取扱いの作業に従事する労働者は現場以外の場所で当該作業を行うことが可能であり、もって、ボイラー取扱作業主任者は必ずしも現場に配置する必要はないものとしている（平成 28 年 9 月 30 日付け基発 0930 第 35 号「ボイラーの遠隔制御基準等について」の改正について）が、他の作業主任者についても、今後の技術革新等により信頼性の高い技術が開発され、当該作業に従事する労働者が現場にいる必要がなくなる場合には、作業そのものが遠隔化された当該現場においては、当該作業に係る作業主任者を現場に配置する必要はないものとする等の所要の対応を行うこととしていること。

詳細は以下をご確認ください。

- [デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について\(令和5年2月 22 日基安計発 0222 第1号・基安安発 0222 第1号・基安労発 0222 第1号・基安化発 0222 第3号\)\(PDF,1369KB\)](#)

有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について

(令和 5 年 1 月 30 日 厚生労働省 基安発 0130 第 1 号)

有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項、特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく所轄都道府県労働局長の認定（以下単に「認定」という。）については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号）の記の第 3 の 7 のほか、下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

詳細は以下をご確認ください。

[有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について | 安全衛生情報センター \(jaish.gr.jp\)](#)
